

令和3年8月

**旅行業者代理業者の
新規登録を申請される方へ**

* 登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

神奈川県国際文化観光局観光課

電話 045-210-5765 (直通)

〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区 日本大通1

(新庁舎エネルギーセンター棟1階)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/ryokogyo.html>



旅行業者代理業者の新規登録申請について

業務の範囲と登録行政庁

		海外の 募集型企画旅行	国内の 募集型企画旅行	受注型企画旅行	企画旅行以外
旅行業	第1種旅行業務	○	○	○	○
	第2種旅行業務	×	○	○	○
	第3種旅行業務	×	△(注1)	○	○
	地域限定	×	▲(注2)	▲(注2)	▲(注2)
旅行業者代理業		旅行業者代理業に係る契約で所属旅行業者が委託した業務			

注1：次の条件の下、募集型企画旅行が実施できます。

○募集型企画旅行を実施する区域の限定

一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域（以下「拠点区域」といいます。）内に収まっている必要があります。

ア. 一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含みます。以下同じ。）の区域

イ. アの市町村に隣接する市町村の区域

ウ. 観光庁長官の定める区域

※観光庁長官の定める区域

(1) 一般旅客定期航路事業の船舶が、アの市町村の港を出港後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限り、）の区域。

- ・ ただし、両市町村が、ともに本土に存する場合を除きます。
- ・ なお、本土とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指します。

(2) 地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」といいます。）の存する市町村の区域（アの区域及びイの区域を除く。）

- ・ ただし、①旅行の出発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地がアの区域又はイの区域内のみにあること、②旅行の出発地がアの区域又はイの区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること、のいずれかに該当する場合に限り、

注2：次の条件の下、旅行が実施できます。

○旅行を実施する区域の限定

一の旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が拠点区域内に収まっている必要があります。

※旅行業（第1種）については、観光庁の登録になります。

・問い合わせ先

観光庁観光産業課

電話 03-5253-8111（代表）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/ryokogyoho.html>

※旅行業（第2種・第3種・地域限定）、旅行業者代理業については、主たる営業所の所在地（旅行業務に関し営業の本拠となる営業所）を管轄する都道府県知事の登録になります。（したがって、登記上の本店所在地と登録行政庁が異なる場合もあります。）

1 旅行業者代理業登録制度

(1) 旅行業者代理業を営もうとする者は、旅行業者代理業を営む主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてはならない。

＜旅行業法第3条、同法施行規則第1条の2第2号＞

(2) 旅行業者代理業の登録を受けようとする者は申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。

＜旅行業法第4条、同法施行規則第1条の4＞

(3) 登録を受けないで旅行業者代理業を営んだ者は法律により処分される。

＜旅行業法第74条＞

2 登録の拒否要件

登録の申請者が、次の(1)～(8)に該当する場合にはその登録は拒否される。

＜旅行業法第6条第1項＞

(1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。）

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者

(3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者

(5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)～(4)又は(7)のいずれかに該当するもの

- (6) 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記(1)～(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

3 申請に必要な書類等

別紙「旅行業者代理業新規登録申請書類一覧表」のとおり

4 手数料

15,010円(申請時に神奈川県収入証紙で納付)

5 新規登録申請にあたって特に注意する事項

- (1) 主たる営業所所在地が神奈川県内にあること。
- (2) 旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ① 1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者を選任すること。ただし、地域限定旅行業者を代理する旅行業者代理業者で、営業所間の距離が40キロメートル以下であって、その営業所の取引額の合計が1億円以下の場合、複数の営業所を通じて1人で足りる。
 - ② 拠点区域内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験(拠点区域内に係るものに限り、)に合格した者、国内旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、海外旅行について旅行業務を取り扱う営業所にあつては総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任すること。
 - ③ 選任する旅行業務取扱管理者について、5年ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための、旅行業協会が実施する研修(旅行業務取扱管理者定期研修)を受講していること。ただし、5年以内にいずれかの旅行業務取扱管理者試験に合格した者は除きます。
 - ④ 新たに旅行業等の登録を受けようとする時点において、旅行業務取扱管理者として選任見込みである者が5年以内に旅行業務取扱管理者定期研修を受講していない場合には、旅行業協会が次回に開催する旅行業務取扱管理者定期研修を受講し、受講後には受講を修了した旨を速やかに神奈川県に届け出ることを誓約することで足り

ます。

- ⑤従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。
- (3) 旅行者代理業に係る契約については「旅行者代理業業務委託契約書(例)」があるので、参考にすること。
- (4) 法人で申請する場合は、商業登記簿、定款の目的を『旅行者代理業』または『旅行業法に基づく旅行者代理業』とすること。
- (5) 賃貸借契約書の写しを提出する場合は、申請者が旅行者代理業の営業所を確保していることがわかる内容であること。

6 申請用紙等の問い合わせ先 ※ 神奈川県では販売していません。

・(一社) 全国旅行業協会神奈川県支部 <http://www.anta.or.jp/>

電話 045-633-5150

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3階

・(一社) 日本旅行業協会 <http://www.jata-net.or.jp/index.htm>

電話 03-3592-1271

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

7 申請の予約

担当者が不在の場合がありますので、登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

8 登録後の手続き等 ※旅行者代理業者が責任を持って誤りなく行ってください

I 登録後営業開始前に行うこと

この手続きがすべて完了してはじめて営業することができます。

(1) 登録票の掲示

「登録票」に必要事項を記入の上、各営業所で公衆に見やすいように掲示すること。

＜旅行業法第12条の9＞

(2) 旅行業約款の掲示等

所属旅行者の旅行業約款を各営業所において旅行者に見やすいように掲示し、または旅行者が閲覧できるように備え置くこと。

＜旅行業法第12条の2第3項＞

(3) 料金の掲示

所属旅行者の定めた料金を各営業所において旅行者に見やすいように掲示すること。

＜旅行業法第12条第3項＞

(4) 「旅行業務取扱管理者証」の発行

旅行業務取扱管理者は旅行者から請求があったときは旅行業務取扱管理者証を提示すること。

＜旅行業法第12条の5の2＞

(5) 「外務員証」の発行

旅行業者代理業者は、役員、従業員を問わず、営業所以外の場所で旅行業務を行う者に「外務員証」を携帯させること。

※外務員が業務を行うときは「外務員証」を提示しなければならないので注意すること。

＜旅行業法第12条の6第1項＞

(6) 取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備

取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備をすること（国土交通省令で定める場合を除く）。

＜旅行業法第12条の4、第12条の5＞

II 登録後、必要な場合行うこと

登録事項の変更届出：登録事項等に変更があった場合には、30日以内に別紙「旅行者等登録事項変更届出書類一覧表（1）、（2）」を参考に県観光課へ届け出ること。

＜旅行業法第6条の4第3項＞

※営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結できないので注意すること。

＜旅行業法第11条の2第2項＞

III 旅行業者代理業登録の失効

旅行業者代理業の登録は下記の事由により失効する。

＜旅行業法第15条の2＞

- (1) 所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき
- (2) 所属旅行業者が旅行業の登録を抹消されたとき

IV その他

上記のほか、旅行業法及びその他の法令等を遵守し、適切に営業を行うこと。